

ID: 185

担当部署: 都市建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	柴田町営住宅条例 第58条		
例規番号	平成9年条例第21号		
<b>【基準】</b> 第58条の規定による。 (罰則) 第58条 詐欺その他不正の行為により家賃又は割増賃料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日